

合法性ガイドラインにおけるライフサイクルGHG認証スキームの 適合性確認について

令和 5 年10月31日
林野庁木材利用課

SBP認証、GGL認証に関する追加の御説明

SBP認証に関する分析結果

バイオマス持続可能性WGIにおいて設定した農産物用の第三者認証スキームの評価基準とSBP認証を比較

担保すべき事項		FITにおける評価基準	適用	対応状況	SBP認証の該当指標等 (別段の記載がない場合はStandard 1の項目)
環境	土地利用変化への配慮	農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。 (「一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域を開発していないこと」と読み替え)	原料	○	・2008年1月以降に森林・泥炭地等でなくなった土地から原料を調達しない。(2.2.1)
		泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。 (「土壌を保護すること」と読み替え)	原料	○	・供給地の土壌の品質の維持・強化(2.2.3)
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限にとどめるよう実行していること。 (原料については「炭素ストックの中長期的な維持に資する対策を実行していること」、加工・流通については「GHG算定のためのデータを管理していること」と読み替え)	原料	○	・土地利用・土地利用変化・林業からの排出量の計上(3.1.1) ・森林炭素蓄積の安定・増加する供給地からの原料調達(3.2.1) ・生産性の低い森林等から一次原料を調達しない。(3.2.2) ・炭素蓄積の高い土地等から一次原料を調達しない。(3.2.3)
			加工・流通	○	・データ転送システムによる、GHGの計算に必要なすべてのデータの提供(Standard 5の1.2) ・エンドユーザー等による GHG 計算を可能にするためのデータ精度の確保(Standard 5の2.7)
	生物多様性の保全	希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	原料	○	・重要な種や保全価値の高い土地等の特定(2.1.1) ・重要な種や保全価値の高い土地等への脅威や影響の特定・評価(2.1.2) ・重要な種や保全価値の高い土地等の維持・強化(2.1.3) ・生態系の健全性・活力等の維持・強化(2.2.2) ・炭素蓄積の高い土地等から一次原料を調達しない。(3.2.3)
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権原：事業者による土地所有権の確保	事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明すること。	原料	○	・土地所有の法的権利及び資源利用権の尊重(1.1.2) ・税金等を含む、伐採権や原料に対する支払いの完了・更新(1.1.4)
			加工・流通	○	・原料調達及びバイオマス生産における全ての法・規則の遵守(1.1.1) ・事業活動を行う国のすべての法律・規則を遵守するための効果的な措置の実施(Standard 4の1.21)
	児童労働・強制労働の排除	児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	原料	○	・強制労働を行わない。(4.1.2) ・児童労働を行わない。(4.1.3)
			加工・流通	○	・適正な労働条件の提供、労働者の権利確保について説明文書の作成と職員への提供(Standard 4の1.25)
	業務上の健康安全の確保	労働者の健康と安全を確保すること。	原料	○	・労働者への健康管理給付、疾病給付等の担保(4.1.7) ・労働者の健康と安全を保護するセーフガードの整備(4.1.10)
			加工・流通	○	・効果的な労働安全衛生対策の実施(Standard 4の1.23)
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	原料	○	・職場における団結権・団体交渉権の尊重(4.1.1)
			加工・流通	○	・適正な労働条件の提供、労働者の権利確保について説明文書の作成と職員への提供(Standard 4の1.25)

ガバナンス	法令遵守(日本国内以外)	原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	原料	○	・原料調達及びバイオマス生産における全ての法・規則の遵守(1.1.1) ・原料は、ワシントン条約や欧州木材規則等を遵守し、合法的に伐採・供給・生産される。(1.1.3) ・供給地の違法な活動等からの保護(1.1.5)
			加工・流通	○	・事業活動を行う国のすべての法律・規則を遵守するための効果的な措置の実施(Standard 4の1.21)
	情報公開	認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	原料	○	・関係者の要求に応じた、供給基地報告書(SBR)の提供(Standard 2の4.3) ・組織のコミットメントの職員・サプライヤー・顧客その他の利害関係者への提供(Standard 4の1.1)
			加工・流通	○	・組織のコミットメントの職員・サプライヤー・顧客その他の利害関係者への提供(Standard 4の1.1)
	認証の更新・取消	認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	全体	○	・認証は最大5年間有効(Standard 3の1.10) ・毎年、年次監査を受ける必要(Standard 3の13.1) ・「軽微」な不適合は1年以内には是正する必要。「重大」な不適合は3か月以内には是正する必要。(Standard 3の8.7) ・「軽微」な不適合に対する措置が不十分な場合、「重大」に変更される。「重大」な不適合に対する措置が不十分な場合、認証は一時停止される。(Standard 3の8.10) ・一時停止が12か月以内に解除されない場合は認証取消(Standard 3の14.3)
	サプライチェーン上の分別管理の担保	発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	全体	○	・SBP認証バイオマス(SBP-compliantまたはSBP-controlled)は、バイオマス生産後のいかなる時点でも非SBP認証木質バイオマスと混合しないこと。(Standard 4の3.3) ・SBP認証原料には以下の2種類がある。(Standard 4の2.1) ①SBP-compliant原料:(森林から直接由来する場合は)Standard 1の全ての基準を満たす原料 ※一部の基準の確認には、FSC等のSBPが認める認証を活用可。 ※EU REDIIの基準も満たす必要。 ②SBP-controlled原料:FSC等のSBPが認める認証の管理木材として調達された原料 ※EU REDIIの基準も満たす必要。 ・生産されるバイオマス(ペレット等)には、原料に応じて、SBP-compliantまたはSBP-controlledの表示(claim)が付く。(Standard 4の3.1)
認証における第三者性の担保	認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	全体	○	・認証機関は、ISO/IEC17065に基づいた認定を受けなければならない。(Standard 3の1.1.1) ・認定機関はANAB(ANSI National Accreditation Board)。	
	認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること。	全体	○	・認定機関はISO17011に適合。 ・認定機関はANABであり、国際認定フォーラム(IAF)のメンバー。	

GGL認証に関する分析結果

バイオマス持続可能性WGにおいて設定した農産物用の第三者認証スキームの評価基準とGGL認証を比較

担保すべき事項		FITにおける評価基準	適用	対応状況	GGL認証の該当指標等 (別段の記載がない場合はGGLS5の項目。)
環境	土地利用変化への配慮	農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。 (「一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域を開発していないこと」と読み替え)	原料	○	・森林を植林地を含む他の土地利用に転換することは、保全価値の高い土地への悪影響がない等の条件を満たす場合を除き許可されない。(2.3) ・原則、2008年1月1日以降に泥炭地であった土地からバイオマスを調達しない。(7.1) ・バイオマスを2008年1月1日以降に湿地から転換された土地から調達しない。(7.2) ・原則、1997年12月31日以降に天然林から転換された人工林からバイオマスを調達しない。(7.3)
		泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。 (「土壌を保護すること」と読み替え)	原料	○	・森林管理単位の土壌の質の維持・向上(特に、浸食の危険性が高い地域や傾斜地に配慮)(3.1)
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限にとどめるよう実行していること。 (原料については「炭素ストックの中長期的な維持に資する対策を実行していること」、加工・流通については「GHG算定のためのデータを管理していること」と読み替え)	原料	○	・原則、2008年1月1日以降に泥炭地であった土地からバイオマスを調達しない。(7.1) ・バイオマスを2008年1月1日以降に湿地から転換された土地から調達しない。(7.2) ・原則、1997年12月31日以降に天然林から転換された人工林からバイオマスを調達しない。(7.3) ・森林管理単位は、中長期的な炭素ストックの維持・増大を目的に管理する。(8.1) ・バイオマスは、原則、伐根から生産してはならない。(8.2) ・間伐由来の場合等を除き、エネルギー生産のためのバイオマス加工は、森林からの年間丸太伐採量の半分以上以下にする。(8.3)
			加工・流通	○	・GGL-certifiedまたは GGL-controlledの材料の各バッチは、GHG 計算に必要なデータとともに提供される。(GGLS1の9.9)
	生物多様性の保全	希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	原料	○	・保全価値の高い土地等の特定・保護・強化(2.1) ・絶滅危惧の植物や動物の種の保護、生息地の強化(2.2) ・最も適切な伐採方法(低インパクト伐採)等による、生態系への不要な悪影響の防止(3.4)
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権原・事業者による土地使用権の確保	事業者が事業実施に必要な土地使用権を確保していることを証明すること。	原料	○	・森林管理者は森林利用の法的権利を有する。(1.1) ・森林管理者は税金及びロイヤルティを支払う全ての義務に従う。(1.2)
			加工・流通	○	・EU木材規則及びレイシー法等、すべての法的要件の遵守(GGLS1の1.14)
	児童労働・強制労働の排除	児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	原料	○	・「労働における基本原則及び権利に関するILO宣言(1998年)」の基本原則及び権利の維持・遵守(10.3)
			加工・流通		
	業務上の健康安全の確保	労働者の健康と安全を確保すること。	原料	○	・森林労働者の健康と安全の保護(11.1) ・「林業作業における安全と健康に関するILO実践規範」の提言に従う。(11.2)
			加工・流通	○	・労働安全衛生の取組の実証(GGLS1の1.5) ・健康と安全の手順の実施。担当者による適切な安全対策(GGLS1の1.6)
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	原料	○	・森林労働者の結社の自由と団体交渉権の尊重(10.1) ・「労働における基本原則及び権利に関するILO宣言(1998年)」の基本原則及び権利の維持・遵守(10.3)
			加工・流通		

ガバナンス	法令遵守(日本国内以外)	原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	原料	○	・森林管理単位は、全ての形態の違法な収奪、土地利用等から十分に保護される。(4.2)
			加工・流通	○	・EU木材規則及びレイシー法等、すべての法的要件の遵守(GGLS1の1.14)
	情報公開	認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	原料	○	・法的要件を満たす必要がある場合、参加者は購入者に関連情報へのアクセスを提供する。(GGLS1の1.15)
			加工・流通	○	・法的要件を満たす必要がある場合、参加者は購入者に関連情報へのアクセスを提供する。(GGLS1の1.15)
	認証の更新・取消	認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	全体	○	・認証は最大5年間有効(認証規則の4.14) ・毎年、年次監査を受ける必要 ・「重大」な不適合は監査から3か月以内に解決しないと認証一時停止。4つ以上の「重大」な不適合がある場合は即座に認証停止。(認証規則の2.1, 2.3) ・「軽微」な不適合は1年以内に解決しないと「重大」に変更される。(認証規則の2.1) ・一時停止から半年以内に不適合が解決しない場合は認証取消(認証規則の2.5)
サプライチェーン上の分別管理の担保		発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	全体	○	・GGLシステムに入る材料は、内容物の置き換えや混合を防止する方法でのみ輸送できる。(GGLS1の3.1) ・異物(または GGL-certified/controlledでないもの)による汚染等のリスクが発見・特定されている場合、すべての原材料と製品は追跡・特定されること。(GGLS1の6.1) ・GGL認証原料には以下の2種類がある。(GGLS1の4.3~4.5) ①GGL-certified原料: (森林から直接由来する場合は)GGLS5の全ての基準を満たす原料 ※一部の基準の確認についてはFSC等のGGLが認める認証を活用可。 ②GGL-controlled原料: FSC等のGGLが認める認証の管理木材として調達された原料 ※GGLS5の原則7(炭素蓄積の破壊につながらない)、原則8(長期炭素負債につながらない)等も満たす必要。 ・生産される製品(ペレット等)には、原料に応じて、GGL-certifiedまたはGGL-controlledの表示(claim)が付く。(GGLS1の原則5)
認証における第三者性の担保	認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。		全体	○	・認証機関は、ISO17065 に基づき認定機関により認定される。(認証規則の3.3) ・認定機関は、European Accreditation(EA)の他者間協定のメンバー、もしくは国際認定フォーラム(IAF)メンバー(認証規則の3.3)
	認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること。		全体	○	・IAFメンバー又は欧州認定協力機構と二者協定を結んだ認定機関が認定を行う。 ・IAFメンバーは全てISO17011に適合。欧州認定協力機構と二者協定を結んだ認定機関はISO17011に相当する基準を満たす。 ・実態としては、オランダの認定機関RVAが認定を実施しており、RVAはISO17011に適合。

木質バイオマスの合法性・持続可能性確保の取組の推進について

木質バイオマスの合法性・持続可能性確保の取組の推進

- FIT・FIP制度においては、木質バイオマスに合法性・持続可能性を求めているところ。
- 輸入木質バイオマスの合法性・持続可能性の確認においては、各種の第三者認証制度が利用されることが多い一方で、認証制度に対する事業者の理解が不十分な場合もあり、基本的かつ重要なポイントについては注意を促していく必要。
- 各認証制度は、第三者機関による審査・認証等を通じた信頼性の高い仕組みとなっている一方、認証基準への不適合等を理由に事業者の認証が停止・取消等される場合もあり、燃料材の調達リスクになり得ることを認識する必要。
- 第三者認証制度等も重要なツールとして適切に利用しつつ、これに加えて、発電事業者をはじめとする関係事業者がより主体的に合法性・持続可能性の確認に取り組んでいくことが重要。



第三者認証制度の利用に係る留意点やグッドプラクティス事例の周知・普及等を通じて、合法性・持続可能性に関する事業者の取組を促していく。